

山陽小野田市営繕系工事における週休2日工事实施要領

令和7年4月1日策定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設産業従事者の就労環境を改善し、持続可能な建設産業を構築するため、建設産業における週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 現場作業着手日から現場作業完了日までの期間（年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらない理由により現場作業を余儀なくされる期間等）を除く。）をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (4) 現場閉所等 現場閉所又は現場休息をいう。
- (5) 4週8休以上 現場閉所等率が28.5パーセント（8日に28日を除いて得た割合。降雨、降雪等による予定外の現場閉所等を行う日及び猛暑による作業不能日について、現場閉所等の日数に含め、現場休息の日数の割合の算出において、現場休息の日数に現場閉所の日数を含める。）以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 週休2日 4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。
- (7) 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに4週8休以上である状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っている状態をいい、現場閉所等を行う日を原則

として土曜日及び日曜日としない場合は、この号において「当該月の土曜日及び日曜日」を「当該月の受発注者間の協議により現場閉所等を行うこととした日」と読み替える。

(8) 月単位の週休 2 日 対象期間内の全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所等が行われた状態をいう。

(9) 通期の 4 週 8 休以上 対象期間において、現場閉所等率が 4 週 8 休以上である状態をいう。

(10) 通期の週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所等が行われた状態をいう。

(11) 複合単価 材料、労務、機械器具、仮設材、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量から構成される歩掛りに、材料単価、労務単価、機械器具費、仮設材費、下請経費等を乗じて算定した単価をいう。

(12) 市場単価 十分な市場競争のもとに総合工事業者と第一次下請専門工事業者の間で取引された価格で、材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等を含む施工単位当たりの取引単価をいい、具体的には、物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」に掲載されている「建築工事市場単価編（建築工事、機械設備工事、電気設備工事）」に示された単価をいう。

(13) 補正市場単価 施工条件等が類似の市場単価を適切に補正して算定した単価をいう。

(12) 物価資料の掲載価格 物価資料の「建築施工単価（（一財）経済調査会発行）」及び「建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）」等に掲載されている材工単価のうち、前述の市場単価として示すものの以外の材工単価をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は、市が発注する建設工事のうち、月単位の週休 2 日工事（発注者指定型）の対象工事又は月単位の週休 2 日工事（受注者希望型）の対象工事として発注する全ての営繕系工事について適用する。

(発注方式)

第 4 条 次の各号のいずれかによる方式を基本とし、一つの工事現場で複数の

工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型 発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定して発注する方式。ただし、通期の週休 2 日は必須とする。

(2) 受注者希望型 受注者が工事着手時に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式。ただし、通期の週休 2 日は必須とし、分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で月単位の週休 2 日に取り組むことを希望する場合に限る。

（積算方法等）

第 5 条 週休 2 日工事において、以下の現場閉所等の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費をいう。）を次の各号のとおり補正する。

(1) 原設計

ア 発注者指定型の場合は、月単位の 4 週 8 休以上を前提に第 6 条第 1 項から第 3 項までにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 受注者希望型の場合は、通期の 4 週 8 休以上を前提に第 6 条第 1 項から第 3 項により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(2) 契約変更

ア 発注者指定型の場合は、現場閉所等の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休に満たないときは、補正係数を第 6 条第 1 項第 2 号第 2 項及び第 3 項における表の補正率を通期の週休 2 日工事に変更し、通期の 4 週 8 休に満たないときは、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

イ 受注者希望型の場合は、受注者が現場作業着手時に月単位の週休 2 日を実施するとした場合において、これの達成が確認されたときに、補正係数を第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 3 項における表の補正率を月単位の週休 2 日工事に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の 4 週 8 休に満たないものは、補正係数及び補正率を除し、

請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

ウ 分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、全ての受注者が月単位の週休２日について達成が確認された場合に限り、増額変更を行う。

エ 契約変更においては、山陽小野田市公共工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第２５条の規定に基づき行うものとする。

（補正方法）

第６条 補正の方法は、次の各項に定めるとおりとする。

１ 複合単価の労務単価（交通誘導警備員の労務単価を含む。）は、現場閉所等の状況に応じて、次の各号の補正係数を乗じて補正する。ただし、市が調査した材工共の単価については補正しない。

（１）月単位の週休２日工事（４週８休以上）の補正係数 １．０４

（２）通期の週休２日工事（４週８休以上）の補正係数 １．０２

２ 市場単価及び補正市場単価は、前項の現場閉所等の状況に応じて、次の各号に定める式により補正する。

（１）新営工事の場合においては、市場単価又は補正市場単価に別表のとおり新営補正率を乗じる。

（２）全館無人改修（仮庁舎等が準備されているなど、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。）の場合においては、市場単価又は補正市場単価に別表のとおり新営補正率を乗じる。

（３）執務並行改修（建物に執務者がいる状態で行う改修工事（施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事を含む。）をいう。）の場合においては、市場単価又は補正市場単価に別表のとおり改修補正率を乗じる。

３ 物価資料の掲載価格は、第１項の現場閉所等の状況に応じて、次の各号の式により補正する。

（１）新営工事の場合は、物価資料の掲載価格に別表のとおり新営補正率を乗じる。

（２）全館無人改修又は執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格に別表のとおり改修補正率を乗じる。

（実施方法等）

第7条 発注者は、工事の発注に当たって、現場説明書に月単位の週休2日工事（発注者指定型）の対象工事又は月単位の週休2日工事（受注者希望型）の対象工事である旨を明示する。

2 発注者は、適正な工期の確保のために「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう分離発注工事の施工期間を確保する等、適正な工期を設定する。特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績又は（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

3 実施方法については、契約後に発注者が図示した計画工程表を基に、受発注者間（分離発注の工事については、全ての工事の受発注者間）で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。また、週休2日工事（受注者希望型）の受注者は、契約後、月単位の週休2日の取組の実施の有無について、発注者に書面で協議する。ただし、分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で月単位の週休2日に取り組む場合にのみ希望できる。

4 発注者は、工程の変更理由が次の各号に掲げる受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。

（確認の方法等）

第8条 現場作業着手時における週休2日の確認方法については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 発注者による指定を受け工事を監督する者（以下「監督職員」という。）は、現場閉所等の予定日を記載した実施工程表を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

- (2) 監督職員は、計画工程表における対象期間の設定として、工場製作のみを実施した期間等の対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。
 - (3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所等の予定日を調整した上で実施工程表を作成する。
- 2 工事中における週休2日の確認方法については、次の各号に掲げるところによる。
- (1) 受注者は、監督職員による現場閉所等の状況の確認のため、実施工程表等に現場閉所等を行う日を記載し、監督職員に提出する。
 - (2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所等の日が記載された実施工程表、出面帳等により、定期的に対象期間内の現場閉所等の日数を確認する。
 - (3) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所等の予定日を記載した実施工程表を受注者から受領し、現場閉所等の状況を確認する。なお、実施工程表の修正に当たっては、受注者間（分離発注の工事においては全ての工事の受注者間）で調整を行う。
- 3 工事完了時において、受注者は、週休2日が確保されたことが確認できる実施工程表等を監督職員に提出する。

（その他留意事項）

第9条 実施に当たり、その他留意する事項について、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所等を計画していた日に現場作業を行う場合は、原則として、現場閉所等を振替することができることとする。
- (2) 監督職員は、現場閉所等の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (3) 監督職員は、現場閉所等の前日等に、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等は行わないよう配慮する。
- (4) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (5) 監督職員は、工事一時中止を行う場合等対象外とする期間を変更する必

要が生じた場合は、その都度に受注者と協議する。

- (6) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、実施工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（工事成績評定）

第10条 発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は、工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（公共建築工事）の工程管理Aについて評価を行い、月単位の週休2日の達成が確認された場合（分離発注工事（同時発注の工事に限る。）である場合は、全ての受注者が月単位の週休2日の達成が確認された場合に限る。）は、工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（公共建築工事）の工程管理Bにおいて評価を行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（山陽小野田市営繕系工事における週休2日モデル工事試行要領の廃止）

- 2 山陽小野田市営繕系工事における週休2日モデル工事試行要領（令和4年10月1日制定）は廃止する。

表A-2建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」とは、市場単価及び補正市場単価、「物価資料」とは、物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載がない工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所(現場休息)の状況に応じて第6条第1項第1号又は、第2号の補正係数を乗じる。

表Eー2電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表Mー2機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22